

令和7年度第1回箕面市子ども・子育て会議 児童福祉部会 議事概要

◆ 日時:令和8年1月23日(金)10:30~11:00

◆ 場所:箕面市役所本館2階 特別会議室

◆ 出席者:

【委員】

馬場部会長、高橋委員、中井委員、笹川委員
(欠席)柳原委員

【事務局】

子ども未来創造局 今中担当部長、山根担当副部長
子ども未来創造局保育幼稚園利用室 森川室長、古賀室長補佐、藤井参事、小島、武田

◆ 議事内容

1. 開会

(馬場部会長)

- 開会挨拶

2. 案件

子ども・子育て支援法等に基づく意見聴取について

(事務局:森川室長)

- (子ども・子育て支援法等に基づく意見聴取について、資料に基づき説明)

(高橋委員)

- 乳児等通園支援事業の対象施設は2施設とも幼稚園だが 保育園を対象施設とすることは可能なのか。
- 2施設で実施という点に対する評価を確認したい。
- 乳児等通園支援事業と一時預かりの違いを確認したい。
- 乳児等通園支援事業のターゲットについて確認したい。

(事務局:森川室長)

- 乳児等通園支援事業は保育施設を利用していない0歳6ヶ月から満3歳になるまでの子どもが対象となる。そのため、利用者が限られる。
- どの施設にも所属されていない子どもの育ちの観点から、学びに繋げる場を設けることにより、3歳からの保育所や幼稚園へのスムーズな入所に繋げるのが制度の趣旨となる。
- 幼稚園(認定こども園)からしか手があがっていないが、元々この2園は似た事業を2歳児向けに実施しているため、現場に大きな変化はない。

- 保育所においても実施可能だが、保育士配置がどこの保育施設においても厳しい状況であり、慣れていない子どもと、在園児を同時に預かるということが現場としては厳しい。
また、自園とは別の場所で新たに保育士を確保して実施することも厳しい状況である。そのため、制度開始時点から進めることはできない状況である。
- 実施施設数の評価は、全国一律で制度が始まるが、各自治体によって事情は様々であり、全国の地域によっては保育士は飽和しているが、子どもがいらないところもある。そのような状況であれば、有効な制度であると考えるが、箕面市は当てはまらないと考えている。
- 一時保育は保護者の就労、リフレッシュなどによる、一時的な子どもの預け先として利用でき、「1日あたり11時間まで」と時間が長い。一方、乳児等通園支援事業は子どもの育ちや学びのための制度であり、「1日あたり1時間～2時間」と時間が短い。そのため、一時保育と乳児等通園支援事業はコンセプトが異なる。

(高橋委員)

- どんぐり保育園は、定員の増加に伴い、施設自体が広がっているのか。

(事務局:森川室長)

- どんぐり保育園の面積については、今回の変更に伴い、3歳～5歳の一人あたりの面積は狭まるが、国の基準を満たす範囲での相談だったため、問題ないと認識している。

(笹川委員)

- 保育環境の把握方法について伺いたい。
- 乳児等通園支援事業はプレ保育と似ているため、実施施設の運用上の問題はないという話だが、国による「月10時間までの利用」というルールがある中、保護者の利用ニーズ等に支障はないのか。また、乳児等通園支援事業に変更したことに伴う利用時間の制限はないのか。
- 障害のあるこどもの受入はどうなるのか。

(事務局:森川室長)

- プレ保育と比較した際の利用時間の制約はない。国の給付は月10時間が上限となっているが、ひじりひがしは毎週1時間半を2回実施で10時間を超える。10時間を超えた分は給付の対象外となり、保護者の実費負担となるが、子どもの利用時間については影響がない認識である。
- 保育環境については定期的に監査でチェックを実施している。
- 乳児等通園支援事業に対する支援児の受入については、今年の希望者の中にはいない認識である。なお、別途加算を給付する仕組みもあるため、受入の体制はできている認識である。

3. 閉会